

○深浦町移住者・子育て・新婚世帯定住支援家賃補助金交付要綱

令和2年3月26日告示第27号

改正

令和4年3月23日告示第71号

深浦町移住者・子育て・新婚世帯定住支援家賃補助金交付要綱

(目的)

第1条 当町の民間賃貸住宅を活用した新婚世帯、子育て世帯及び移住者の定住化の促進による人口減少の抑制と地域活性化を図るため、予算の範囲内において深浦町移住者・子育て・新婚世帯定住支援家賃補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、深浦町補助金等の交付に関する規則（平成17年深浦町規則第45号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 婚姻後5年以内の夫婦であって、本人又はその配偶者が満45歳未満の世帯
- (2) 子育て世帯 扶養する18歳以下の子どもが同居している世帯
- (3) 移住者 町外から転入後3年以内の者であって、かつ、その転入前1年以上の期間町外に住所を有する者
- (4) 民間賃貸住宅 住宅の所有者等との間で賃貸者契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅。ただし、次に掲げる住宅を除く。
 - ア 公営住宅等の公的賃貸住宅
 - イ 社宅、寮等の事業主から貸与を受けた住宅
 - ウ 夫婦の3親等以内の親族が所有する住宅
 - エ その他町長が不適切と認める住宅

(5) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額（共益費、管理費及び駐車場使用料その他の住居以外の費用を含む場合は、これらの費用を除く。）をいう。

(6) 住宅手当 事業主が支給または負担する住宅に関する全ての手当等をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付申請時において前条(1)、同条(2)及び同条(3)の代表者であって、次の各号の全てを満たすこととする。

(1) 令和7年4月1日以降に、世帯全員が賃貸借契約を締結した民間賃貸住宅に居住し、住所を有していること。

(2) 申請日において、5年以上当町に居住する意思があること。

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。

(4) 同一世帯に属する者全員が公租公課を滞納していないこと。

(5) 同一世帯に属する者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助金の額及び交付期間等）

第4条 補助金の額は家賃から住宅手当を減額した額に別表に定める世帯所得に応じた補助率を乗じた額（以下「月額補助金」という。）とし、算出額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項の月額補助金の限度額は、次のとおりとする。

(1) 新婚世帯及び移住者 1万5千円

(2) 子育て世帯 2万5千円

3 補助金の交付対象期間内において、新婚世帯及び移住者が子育て世帯に変更となったときは、変更後の月額補助金の限度額を変更が生じた日の属する月の翌月から適用する。

4 補助金の交付対象期間は、補助開始月から60月を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、深浦町移

住者・子育て・新婚世帯定住支援家賃補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 賃貸借契約書の写し
- （2） 世帯全員の住民票の写し
- （3） 世帯全員の所得証明書の写し
- （4） 定住確約書（様式第2号）
- （5） 住宅手当等支給証明書（様式第3号）
- （6） その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定等）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地確認等の調査を実施して補助金の交付の可否を決定し、深浦町移住者・子育て・新婚世帯定住支援家賃補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに深浦町移住者・子育て・新婚世帯定住支援家賃補助金変更届出書（様式第5号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、深浦町移住者・子育て・新婚世帯定住支援家賃補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて家賃の支払状況等を報告しなければならない。

- （1） 交付決定通知書の写し
- （2） 家賃領収書の写し又は家賃を支払ったことを証明できる書類
- （3） その他町長が必要と認める資料
（補助金の額の確定等）

第9条 町長は、前条の規定による補助金の実績報告があったときは、必要な審査を行い、その報告に係る内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、深浦町移住者・子育て・新婚世帯定住支援家賃補助金確定通知書（様式第7号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 交付決定者が、前条の規定による補助金の確定通知を受けたときは、深浦町移住者・子育て・新婚世帯定住支援家賃補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する補助金の請求は、上期の4月分から9月分までを9月末日までに、下期の10月分から3月分までを3月末日までに町長に提出するものとする。

（補助の更新及び継続）

第11条 交付決定者が第4条第4項の交付対象期間の範囲内において、翌年度以降も補助金の交付を受けようとする場合は、翌年度の4月末日までに交付申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請があった場合における補助金の交付決定については、第6条の規定を準用する。

3 第2条(1)、同条(2)及び同条(3)が町内の他の民間賃貸住宅に転居した場合であっても、引き続き第3条の要件を満たす場合は、継続して補助を受けることができるものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、該当日の属する日の翌月以降の補助金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 第3条に規定する補助対象世帯としての要件を有しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請及び不正手段により補助金を受けたとき。

(3) その他補助金を交付することが適当でないと町長が認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、深浦町移住

者・子育て・新婚世帯定住支援家賃補助金取消通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第13条 この告示に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（有効期限）

2 この告示は令和12年3月31日をもってその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなお効力を有する。

別表（第4条関係）

世帯全員の所得の合計	補助率
500万円未満の場合	1／2
500万円以上の場合	1／3

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

深浦町長 様

（申請者）住 所
氏 名
電話番号

深浦町移住者・子育て・新婚世帯定住支援家賃補助金交付申請書

深浦町移住者・子育て・新婚世帯定住支援家賃補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実と相違ないことを誓約し、当該記載内容等が事実と異なることが判明した場合は申請を取り下げ、既に交付された補助金があれば、その全部又は一部を返還することを誓約します。

また、本申請にあたり町が申請者及び世帯員の町税等の納付状況や当該住宅整備に関する事項について、照会・調査を行うことに同意します。

申請（該当する□に✓）		□新 規		□更 新	
氏 名		続柄	生年月日	年齢	勤務先等
世帯員		申請者			
該当世帯（該当する□に✓）		☐ 新婚世帯（月額上限1万5千円） ☐ 移住者（月額上限 〃 ） ☐ 子育て世帯（月額上限2万5千円）			
家賃月額 ①		円	住宅手当等月額 ②		円
世帯所得 ③		円	交付申請月額 ※(①-②)×④又は上限 額のいずれか低い額で 千円未満の端数切捨て		円
補助率④ (該当する□に✓)	③<500万円 → ☐ 1/2 ③≥500万円 → ☐ 1/3				
居住期間（予定）		年 月 ～ 年 月			
添付書類 （添付したものに✓） ※新規申請時点と変更がない 場合は <u>所得証明書を除き</u> 添付不要		☐ 賃貸借契約書の写し ☐ 世帯全員の住民票の写し ☐ 世帯全員の所得証明書の写し※更新時も必須 ☐ 戸籍全部事項証明書（新婚夫婦の場合） ☐ 定住確約書（様式第2号） ☐ 住宅手当等支給証明書（様式第3号） ☐ その他（ ）			

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

深浦町長 様

（申請者）住 所
氏 名
電話番号

定住確約書

私及び私の世帯員は、深浦町若者等世帯定住支援補助金の交付申請にあたり、申請日から 5 年以上深浦町に定住することを確認します。

なお、深浦町若者等世帯定住支援補助金交付要綱第 12 条の規定による補助金の交付決定を取り消された場合は、指定金額を返還します。

年 月 日

深浦町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

印

住宅手当等支給証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
住宅手当支給	☐ している ☐ していない
支給額	月額 円

深浦町移住者・子育て・新婚世帯定住支援事業に関する事務のため、勤務者の手当状況などの情報を深浦町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

【参考】深浦町移住者・子育て・新婚世帯定住支援家賃補助金交付要綱
（補助金の額及び交付期間等）

第4条 補助金の額は家賃から住宅手当を減額した額に別表で定める世帯所得に応じた補助率を乗じた額（以下「月額補助金」）とし、算出額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項の月額補助金の限度額は、次のとおりとする。

- （1）新婚世帯及び移住者 1万5千円
- （2）子育て世帯 2万5千円

文書番号
年月日

深浦町長 印

年 月 日付けで申請のあった深浦町移住者・子育て・新婚世帯定住支援家賃補助金については、次のとおり交付（不交付）することに決定したので通知します。

1 決定の内容 ☐ 交付

☐ 不交付
(不交付とした理由)

3 補助金交付決定額 月額 円

- (1) 深浦町補助金等に関する規則及び深浦町移住者・子育て・新婚世帯定住支援家賃補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) 本補助金の目的に沿い、地元定着及び地域活性化に務めること。
- (3) 上記(1)及び(2)の事項に違反した場合、その他の要因により深浦町移住者・子育て・新婚世帯定住支援家賃補助金交付要綱第12条の規定により補助金の交付決定を取り消された場合は、既に交付された補助金の全部又は一部について、速やかに返還すること。

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

深浦町長 様

（申請者）住 所
氏 名
電話番号

深浦町若者等世帯定住支援補助金変更届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった深浦町若者等世帯定住支援補助金について、下記のとおり変更があったので、深浦町若者等世帯定住支援補助金交付要綱第 7 条の規定により届出します。

記

1 変更理由

2 変更内容

※家賃月額、住宅手当月額等補助金に変更を生じるときは、交付申請に準じた必要書類を添付してください。

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

深浦町長 様

（申請者）住 所
氏 名
電話番号

深浦町若者等世帯定住支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた深浦町若者等世帯定住支援補助金について、下記のとおり変更があったので、深浦町若者等世帯定住支援補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定期間	年 月 ～ 年 月
2 実績報告期間	年 月 ～ 年 月
3 交付決定額	月額 金 円
4 添付書類	交付決定通知書の写し 家賃の支払いを証明できる書類

様式第 7 号（第 9 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

申請者 住所
氏名 様

深浦町長 印

深浦町移住者・子育て・新婚世帯定住支援家賃補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった深浦町移住者・子育て・新婚世帯
定住支援家賃補助金については、次のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|--------|----|---|
| 1 | 補助金決定額 | 月額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 月額 | 円 |

様式第 8 号（第10条関係）

年 月 日

深浦町長 様

住 所
氏 名

印

深浦町移住者・子育て・新婚世帯定住支援家賃補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の確定通知を受けた深浦町移住者・子育て・新婚世帯定住支援家賃補助金の交付を受けたいので、深浦町移住者・子育て・新婚世帯定住支援家賃補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額（ 期分） 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名・店名	
預金種類	普通 ・ 当座
口座番号	
(ふりがな) 口座名義人	

様式第 9 号（第12条関係）

文 書 番 号
年 月 日

申請者 住所
氏名 様

深浦町長 印

深浦町移住者・子育て・新婚世帯定住支援家賃補助金取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した深浦町移住者・子育て・新婚世帯定住支援家賃補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

1 取消理由（該当する□に✓）

- ☐ 補助対象世帯としての要件を有しなくなったとき
- ☐ 虚偽の申請及び不正手段により補助金をうけたとき
- ☐ その他補助金を交付することが適当でないと町長が認めたとき

2 取消月

年 月